

神奈川県タクシー運賃改定のお知らせ ※小田原地区を除きます。

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、一般社団法人 神奈川県タクシー協会(所在地：神奈川県横浜市、会長：伊藤 宏)に加盟する京浜及び相模、鎌倉地区の事業者は、2026年3月16日より下記のとおり運賃改定を実施いたしますのでお知らせします。

運賃改定に至った背景としましては、昨今の燃料・物価の高騰、キャッシュレス決済機器の設置費用、キャッシュレス手数料及びアプリ配車手数料の急増等によりタクシー会社は非常に厳しい経営環境に置かれております。

このため、今回の運賃改定により乗務員の更なる労働条件の改善を図るとともに、タクシーをご利用されるお客様に安全安心なタクシーサービスをより一層充実させ、良質なサービスをご提供できるよう努めてまいりますので ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

●普通車運賃の新旧

・京浜地区

(新)初乗運賃：1 kmまで500円

加算運賃：214mまでごとに100円

(旧)初乗運賃：1.091 kmまで500円

加算運賃：239mまでごとに100円

・相模、鎌倉地区

(新)初乗運賃：1 kmまで500円

加算運賃：223mまでごとに100円

(旧)初乗運賃：1.091 kmまで500円

加算運賃：247mまでごとに100円

* 特大車、大型車は、普通車運賃と異なる場合がございます。

* 迎車料金、予約料金、車両指定料金等は各タクシー会社にお尋ねください。